

川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会に関する委員公募及び 公募委員選考委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会（以下「会議等」という。）の委員の公募の実施にあたり、当該委員の公募方法について必要な事項を定め、さらに公募による委員の選考を行うため、健康福祉局に、川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(申込資格)

第2条 会議等の公募委員として申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢20歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員については、申し込むことができる。

(公募人数)

第3条 公募人数は、川崎市食育推進会議においては2名、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会においては1名とする。

(公募委員申込方法)

第4条 会議等の公募委員として申し込もうとする者は、市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの（様式は、自由とする。以下「申込書」という。）に小論文（800字程度のもの）を添付して、申し込むものとする。

- (1) 申し込もうとする会議等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 職歴（主なもの）
- (6) 活動経験（健康づくり、福祉等のボランティア活動等の主な活動経験）
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）

2 申込書及び小論文は、返却しないものとする。

(選考方法等)

第5条 委員会を設置し、書類選考等により選考を行うものとする。

2 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

(再公募等)

第6条 公募を行った場合において、次に掲げるときであっても、再公募しないものとする。

- (1) 申込期限までに申し込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

(委員会組織)

第7条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康福祉局医務監
- (3) 健康福祉局総務部長
- (4) 健康福祉局保健所長
- (5) 健康福祉局保健所健康増進課長

(委員長)

第8条 委員のうち1人を委員長とし、健康福祉局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉局保健所健康増進課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、川崎市食育推進会議委員公募要領、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会委員公募要領、川崎市食育推進会議公募委員選考委員会要領、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会公募委員選考委員会要領は廃止する。